

2026年8月24日

各位

会社名 株式会社コンヴァノ
(コード:6574 東証グロース)
代表者名 代表取締役社長 上四元 絢
問合せ先 執行役員 藤田 真也
(TEL:03(3770)1190(代表))

自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ

当社は、2026年8月24日開催の取締役会において、下記のとおり、取得価額の総額4,500,000,000円を上限とする自己株式の取得(以下「本自己株式取得」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本自己株式取得は、①当社の株主である株式会社ディメンショナルからの市場外の相対取引による取得(以下「本相対取得」といいます。会社法第156条第1項、第160条第1項及び第161条の規定に基づくものであり、2026年9月30日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)における承認可決を条件といたします。その詳細は、本日別途公表いたしました「特定の株主からの自己株式の取得に関するお知らせ」をご参照ください。)及び②株式会社東京証券取引所における市場買付け(以下「本市場買付け」といいます。会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款第9条の規定に基づくもの)により行うものであります。

記

1. 本自己株式取得を行う理由

当社は、株主の皆様に対する利益還元及び資本効率の向上を経営上の重要な課題と位置づけております。

当社の株主である株式会社ディメンショナルより、同社が所有する当社株式37,289,600株(当社の発行済株式総数(自己株式を除く)の7.33%)の全部について市場外での譲渡の意向が示されました。当該株式が市場において売却された場合には、当社株式の1日当たりの売買高に照らして相当長期間を要し、その間の需給の悪化により当社株価に影響を及ぼすおそれがあることから、当社は、これを市場外の相対取引により一括して取得することが、既存の株主の皆様の利益の保護に資するものと判断いたしました。

あわせて、当社は、本相対取得のみによることなく、本市場買付けを機動的に実施することにより、市場において当社株式を売買される株主の皆様にも取得の機会が及ぶようにすることが、株主の皆様の間の公平の観点から適切であると考えました。

以上を踏まえ、当社は、本相対取得及び本市場買付けを合わせ、取得価額の総額4,500,000,000円を上限とする本自己株式取得を行うことといたしました。当社といたしましては、本自己株式取得を確実に実行することが株主の皆様に対する責務であると考えております。

本自己株式取得の規模(取得価額の総額 4,500,000,000 円)につきましては、当社の資本政策上の考え方及び本自己株式取得後の財務影響を踏まえ、次のとおり決定いたしました。

当社は、2026 年7月 24 日付「保有する暗号資産の売却方針に関するお知らせ」及び 2026 年8 月 13 日付「保有する暗号資産の売却完了に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、ビットコインの保有方針を見直し、保有していたビットコインの売却を実施し、その売却代金として 8,098,969 千円を回収いたしました。当該資金は、ビットコインの追加取得というその当初の用途を失っております。

資金使用を伴わない多額の現金をそのまま保有し続けることは、それ自体が何らの収益も生まないものであり、総資産及び自己資本の規模に見合う利益を生まないことから、自己資本利益率(ROE)をはじめとする資本効率を著しく低下させ、ひいては当社の企業価値及び株価の低迷を招くこととなります。当社取締役会は、当該資金を当社に滞留させることは、株主の皆様からお預かりした資本の効率的な活用に反するものであり、これを速やかに株主の皆様へ還元することが最も合理的かつ適切であると判断いたしました。

取得価額の総額 4,500,000,000 円は、上記の暗号資産の売却代金 8,098,969 千円から、本日別途公表いたしました「第4回普通社債の繰上償還に関するお知らせ」に記載の繰上償還に充当する 2,500,000,000 円を控除した残額の大宗に相当するものであります。当社は、本自己株式取得を、単なる一時的な株主還元策としてではなく、ビットコインの保有方針の見直しに伴い生じた資金を株主の皆様へ確実にお返しするための、当社の資本政策上きわめて重要な施策と位置付けております。

本自己株式取得後の財務影響につきましては、当社の資本合計並びに現金及び現金同等物がそれぞれ最大 4,500,000,000 円減少する一方、発行済株式総数(自己株式を除く)が最大 45,000,000 株(8.85%)減少することにより、1 株当たり当期純利益(EPS)は単純計算で約 9.7% 向上いたします。あわせて、1 株当たり純資産(BPS)及び自己資本利益率(ROE)の改善も見込まれます。なお、当社は、本自己株式取得後においても事業運営に必要な手元流動性を確保しており、本自己株式取得が当社の財務の健全性に支障を及ぼすものではないと判断しております。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 全体(①及び②の合計)

取得対象株式の種類	当社普通株式	
取得し得る株式の総数	45,000,000 株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 8.85%)	
株式の取得価額の総額	4,500,000,000 円(上限)	
取得の期間	2026 年 10 月1日から 2027 年3月 31 日まで	
取得の方法	① 特定の株主(株式会社ディメンショナル)からの市場外の相対取引による取得 ② 株式会社東京証券取引所における市場買付け	

(2) 内訳

区分	① 本相対取得 (市場外の相対取引)	② 本市場買付け
取得し得る株式の総数	37,289,600 株(上限) (7.33%)	7,710,400 株(上限) (1.52%)

取得価額	1 株につき 100 円 (本市場価格を上回る場合は 本市場価格)	市場価格によります
取得価額の総額	3,728,960,000 円(上限)	771,040,000 円(上限)
取得の期間	2026 年 10 月 1 日から 2026 年 10 月 30 日まで	2026 年 10 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで
決議機関	2026 年 9 月 30 日開催予定の 本臨時株主総会	2026 年 8 月 24 日開催の 取締役会
根拠規定	会社法第 156 条第 1 項、 第 160 条第 1 項及び第 161 条	会社法第 165 条第 3 項の規定に より読み替えて適用される同法 第 156 条第 1 項及び当社定款第 9 条

(注)1.「()」内は、発行済株式総数(自己株式を除く)508,635,900 株(2026 年 6 月 30 日現在)に対する割合であります。

2. 本相対取得及び本市場買付けの取得価額の総額の合計は、上記(1)の取得価額の総額の上限である 4,500,000,000 円を超えないものといたします。

3. 本相対取得及び本市場買付けは、いずれも本臨時株主総会の終結後に開始いたします。これは、本自己株式取得が本臨時株主総会における議決権の行使に影響を及ぼすことのないようにするためであります。

4. 本日別途公表いたしました「株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ」に記載の株式併合(普通株式 10 株を 1 株。効力発生日 2026 年 11 月 1 日)が実施された場合、本市場買付けにつき同日以後に取得し得る株式の総数は、同日前に取得した株式数を 7,710,400 株から控除した残数の 10 分の 1 に相当する株数といたします。取得価額の総額の上限に変更はありません。

5. 本相対取得は上記株式併合の効力発生日前に完了する予定であり、上記の株式数は、いずれも当該株式併合前の株式数を前提としたものであります。

6. 上記の「本市場価格」とは、会社法第 161 条及び会社法施行規則第 30 条に定める市場価格(本臨時株主総会の日の前日(2026 年 9 月 29 日)における株式会社東京証券取引所での当社普通株式の普通取引の最終の価格。同日に売買取引がない場合には、その後最初になされた売買取引の成立価格)をいいます。本相対取得の取得価額は、1 株につき 100 円と本市場価格のいずれか低い額となり、本市場価格を超えることはありません。

3. 取得資金

本自己株式取得に係る資金(最大 4,500,000,000 円)につきましては、その全額を、当社が保有しておりました暗号資産の売却代金 8,098,969 千円をもって充当する予定であり、手元資金からの充当は予定しておりません。なお、本自己株式取得に係る取得価額の総額は、2026 年 9 月 4 日を効力発生日として実施する資本金及び資本準備金の額の減少により増加するその他資本剰余金を含む、会社法第 461 条第 2 項に規定する分配可能額の範囲内であります。

4. 取得した自己株式の取扱いについて

本自己株式取得により取得する自己株式につきましては、本日別途公表いたしました「株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ」に記載の单元未満株式の売渡請求制度に基づく单元未満株主の皆様からの買増しのご請求に応じるために必要となる株式を除き、本自己株式取得の完了後、可能な限り速やかにその全部を消却する予定であります。これは、本自己株式取得が、当社が保有する資金を株主の皆様確実に還元することを目的とするものであり、取得した自己株式を長期にわたり保有することは当該目的に沿わないものと考えためであります。消却の時期及び株式数等の詳細が決定した場合には、決定次第お知らせいたします。

5. 大株主の状況に及ぼす影響

本自己株式取得により、当社の発行済株式総数(自己株式を除く)は 508,635,900 株から最大 463,635,900 株に減少いたします。これに伴い、当社の筆頭株主である株式会社NTの所有割合(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合)は 61.55%から 67.53%に、議決権比率は 61.56%から 67.53%となる見込みであります。なお、本相対取得のみが実施され、本市場買付けが行われなかった場合には、当該所有割合は 66.42%、議決権比率は 66.43%となる見込みであります。

(注)上記は、株式会社NTの所有株式数及び議決権の数につきましては 2026 年3月 31 日現在の株主名簿及び議決権の状況を、発行済株式総数(自己株式を除く)につきましては 2026 年6月 30 日現在の株式数をそれぞれ基礎とした試算値であります。

本自己株式取得後における当社の筆頭株主の議決権比率は 67.53%となる見込みであり、会社法第 309 条第 2 項に定める特別決議の要件である 3 分の 2(66.67%)を上回ることとなります。また、当社定款第 16 条第 2 項により、同項の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行われるところ、同株主は当該定足数も単独で充足いたします。したがって、本自己株式取得後は、同株主が出席して賛成する限り、他の株主の皆様の議決権の行使のいかんにかかわらず、同項の特別決議が成立することとなります。当社は、2026 年8月 24 日開催の取締役会において、本自己株式取得により当社の筆頭株主の議決権比率が上昇し、少数株主の皆様の議決権の相対的な影響力が低下することについても、慎重に審議いたしました。

当該審議におきましては、本自己株式取得を実施することの合理性につきまして、少数株主の皆様に生じ得る影響との比較衡量の観点から検討いたしました。本自己株式取得を実施しない場合には、少数株主の皆様に次の不利益が生じることとなります。第一に、株式会社ディメンショナルが所有する当社株式 37,289,600 株は、当社株式の 1 日当たりの売買高に照らせば市場において売却するのに相当長期間を要する規模であり、これが市場に放出された場合には、需給の悪化により短期間で当社株価の大幅な下落が生じることが想定され、市場において当社株式を保有される少数株主の皆様の株式価値が直接かつ即時に毀損されることとなります。第二に、ビットコインの追加取得というその当初の用途を失った多額の現金が当社に滞留することとなり、資本効率の著しい低下を通じて当社の企業価値及び株価が低迷することとなります。

他方、本自己株式取得により少数株主の皆様に生じる影響は、議決権の相対的な影響力の低下にとどまるものであり、また、本自己株式取得は、当社の筆頭株主がその所有する当社株式を追加的に取得するものではなく、同株主に対して何らの経済的利益を供与するものでもありません。むしろ、1 株当たり当期純利益(EPS)をはじめとする 1 株当たり指標の向上による経済的な利益は、当社の筆頭株主のみならず、当社株式を保有される株主の皆様全体に等しく帰属するものであります。加えて、当社は、取得した自己株式を上記4. のとおり本自己株式取得の完了後可能な限り速やかに消却する方針であり、取得した自己株式が将来において第三者に処分され、又は資本政策上恣意的に用いられる余地を排除しております。また、本自己株式取得後においても、当社の流通株式比率は株式会社東京証券取引所の定めるグロース市場の上場維持基準(25%以上)を充足する見込みであり、当社株式の上場の維持に支障を及ぼすものではないと考えております。

これらを比較衡量した結果、当社は、本自己株式取得は、既存の株主の皆様の利益の保護及び資本効率の向上のために必要かつ合理的なものであり、当社の筆頭株主の議決権比率の上昇は、その結果として生じるものであると判断いたしました。本自己株式取得は、当社の筆頭株主の持株比率の上昇を

目的とするものではありません。なお、当該筆頭株主の保有目的及びこれに対する当社の方針につきましては、本日別途公表いたしました「特定の株主からの自己株式の取得に関するお知らせ」の「7. 大株主の状況に及ぼす影響」をご参照ください。

6. 今後の日程

2026 年8月 24 日	本自己株式取得に係る取締役会決議(本日)
2026 年9月 30 日	本臨時株主総会(本相対取得に関する議案の付議)
2026 年 10 月1日から 2026 年 10 月 30 日まで	① 本相対取得(市場外の相対取引)
2026 年 10 月1日から 2027 年3月 31 日まで	② 本市場買付け
2026 年 11 月1日	株式併合の効力発生日(本日別途公表)

(注)本市場買付けの取得状況につきましては、金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所の規則に基づき、毎月公表いたします。

以 上